観光いわくにイベント支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる観光消費の回復を目的として、本市への誘客が期待できる新規のイベントを実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助の対象）

第２条　補助の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、本市の区域内に事務所又は事業所を有し、次に掲げる要件を満たす団体で、市長が適当と認めるものとする。

　⑴　おおむね５人以上の構成員により組織されていること。

　⑵　主に本市の区域内において活動を行っていること。

　⑶　規約、会則等を有すること。

　⑷　団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。

　⑸　自ら経理し、監査する等、会計組織を有すること。

　⑹　団体の目的が営利又は政治的活動若しくは宗教的活動でないこと。

　⑺　岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第２条第１号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にないこと。

　（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象団体が第１条に規定する目的のために実施するイベントとし、次に掲げる要件を満たすものとする。

　⑴　新型コロナウイルス感染症対策（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に準拠しているもの）が講じられていること。

　⑵　他の補助金等の交付を受けていない事業であること。

　⑶　対象団体において交付申請の際に既に実施されているイベントでないこと。

　（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費とし、その内容及び経費の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

　（補助金の交付）

第５条　補助金の交付額は、補助対象経費の10分の９に相当する額（補助対象経費の10分の９に相当する額と補助金以外の事業収入等（事業収入、寄附金、協賛金及び団体自己資金を合計したものをいう。）を合計した額が総事業費を超える場合は、当該超える部分に相当する額を控除した後の額とする。）以内の額とし、50万円を限度とする。

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　同一の対象団体への補助金の交付は、１会計年度につき２回限りとする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「補助申請者」という。）が補助金の交付申請に使用する書類は、次のとおりとする。

　⑴　観光いわくにイベント支援補助金交付申請書（様式第１号）

　⑵　事業計画書（事業変更計画書）（様式第２号）

　⑶　団体概要書（様式第３号）

　⑷　収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第４号）

　⑸　団体の規約、会則等及び役員名簿

　⑹　その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　前項の場合において、補助金を交付することの決定（以下「交付決定」という。）をするときは、誘客効果の高いものから優先して交付決定をすることができる。

３　市長は、交付決定をしたときは補助申請者に対し観光いわくにイベント支援補助金交付決定通知書（様式第５号）により通知し、補助金を交付しないことの決定をしたときは補助申請者に対し観光いわくにイベント支援補助金不交付決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

４　市長は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

　（事業計画の変更）

第８条　交付決定を受けた対象団体（以下「補助事業者」という。）が、交付決定を受けた後、事業内容の変更の申請に使用する書類は、次のとおりとする。ただし、変更の内容が軽微な場合は、市長は、当該申請を省略させることができる。

　⑴　観光いわくにイベント支援補助金事業計画変更承認申請書（様式第７号）

　⑵　事業計画書（事業変更計画書）（様式第２号）

　⑶　収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第４号）

　⑷　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めたときは、これを承認し、観光いわくにイベント支援補助金事業計画変更承認書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

　（事業の中止）

第９条　補助事業者が交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときに使用する書類は、観光いわくにイベント支援補助事業中止届出書（様式第９号）とする。

２　前項の届出があったときは、当該補助対象事業に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

　（実績報告）

第10条　事業の実績報告に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。

　⑴　観光いわくにイベント支援補助金実績報告書（様式第10号）

　⑵　事業実績書（様式第11号）

　⑶　収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第４号）

　⑷　事業に要した費用の領収書等の写し

　⑸　参考資料（事業のパンフレット、写真等）

　⑹　その他市長が必要と認める書類

２　前項の書類の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して15日以内又は交付決定の日が属する会計年度の２月28日のいずれか早い日までとする。

　（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、観光いわくにイベント支援補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第12条　補助金の請求に使用する書類は、観光いわくにイベント支援補助金交付請求書（様式第13号）とする。

２　市長は、前項の請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

３　市長は、必要があると認めるときは、第７条の規定により交付決定した額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

４　第１項の規定は、前項の規定により概算払をする場合について準用する。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年７月17日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

　補助対象となる経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 経費の内容 | 補助対象となる経費の上限額 |
| 報償費 | 出演者への謝礼等対象団体の構成員以外の者に支払う経費 | 全額 |
| 旅費 | 出演者の招へいに要する経費。ただし、タクシーの利用は、他に利用可能な公共交通機関がないとき、又は公共交通機関を利用した場合、事業の実施に支障を来すと認められるときに限り補助対象経費とする。 | 岩国市職員の旅費に関する条例（平成18年条例第59号）別表第１に掲げる２号該当者に支給する鉄道賃、船賃及び車賃の額、私用車を使用した場合の有料道路料金の額並びにタクシーを利用した場合の当該タクシー利用料金の額 |
| 需用費 | 消耗品費（各種材料費、食材費、教材、資料代等を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像及びプリント代を含む。） | 全額 |
| 役務費 | 通信費、広告料、手数料、保険料等 |
| 委託料 | 構成員による実施が困難で外部委託することがやむを得ないもの（活動の大部分を委託することに係る経費を除く。） |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上料、バス借上料、施設入場料等 |
| その他 | その他市長が必要と認めるもの |